

令和
6年度
保存版

季節労働者 通年雇用促進 支援事業

事業主と季節労働者の
皆さんを応援します。

技能講習・資格取得をご希望の方



以下①～③をご持参ください。

- ① 季節労働者（短期雇用特例被保険者）であることの証明書
 就業中の方 雇用保険被保険者証（下記見本図参照）
 離職した方 雇用保険特例受給資格者証（離職日から6か月以内のもの）、または特例受給資格者失業認定申告書
- ② 運転免許証 現住所と違う場合は変更が必要です。（免許証のない方はマイナンバーカード）
- ③ 技能講習修了証 お持ちの方はご持参ください。

必要なもの

就業中の方（短期雇用特例被保険者として）

雇用保険被保険者証（タテ約7.6cm×ヨコ約21cmの書類）

※見本

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）

雇用保険被保険者証

取得時
被保険者番号 通知 資格取得年月日 被保険者種類 被保険者番号

又は9一般
又は5高齢
又は3短期

被保険者氏名 生年月日（元号一年月日）

事業所名称略称 転勤の年月日

生年月日（元号一年月日） 2大正 3昭和 4平成

0000.0

季節労働者の方は「3」となっています

離職した方

雇用保険特例受給資格者証（離職日から6か月以内のもの）

※見本

雇用保険特例受給資格者証

1. 支給番号 2. 氏名

3. 被保険者番号 4. 性別 5. 生年月日 6. 生年月日 7. 支給番号

8. 住所又は住居 9. 支払方法（記号）（口座番号）

10. 資格取得年月日 11. 離職年月日

12. 60歳到達時賃金日額 13. 60歳到達時賃金日額 14. 60歳到達時賃金日額

15. 60歳到達時賃金日額 16. 支給開始年月日 17. 認定予定年月日 18. 支給開始年月日

19. 基本手当日額 20. 所定給付日数 21. 通算被保険者期間

22. 離職前事業所名称

23. 特種表示（災害時、一括、通算、市町村）

特の表記があります

※就業中でも季節労働者であることが確認できれば、申込みを受け付けます。

※「雇用保険特例受給資格者証」が離職日から6か月を過ぎている場合や、証明書についてご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

季節労働者が通年雇用になった時の助成金

常用就職支度手当をご存知ですか？

季節雇用で就労していた方が、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により通年雇用された場合に、常用就職支度手当が支給されます。

- 受給要件
- ① 待機が経過した後就職したものであること。
 - ② 給付制限を受けた場合は、給付制限期間が経過した後就職したものであること。
 - ③ 支給期限までに就職したものであること。
 （特例一時金の支給を受けた後に就職することとなった場合を含みます。）
 - ④ 1年以上引き続き雇用されることが確実と認められる安定した職業に就いたものであること。
 - ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
 - ⑥ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当（早期再就職支援金）または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
 - ⑦ 原則として、雇用保険の被保険者となること。
 - ⑧ 支給申請書を提出した後、ハローワークが常用就職支度手当の支給に関する調査を行う際に、再就職先の事業所を離職していないこと。

常用就職支度手当の額は、基本手当日額の36日分に相当する額です。常用就職支度手当の支給を受けようとする場合には、就職日の翌日から1か月以内に常用就職支度手当支給申請書に特例受給資格者証を添えてハローワークに提出してください。

※次の地域に所在する事業所の事業主に雇用される場合に限り。北海道・青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県の一部市町村

雇用関係助成金・常用就職支度手当についての申請・問合せ先

ハローワーク旭川

旭川市春光町10-58 TEL.0166-51-0176

上川中部季節労働者
通年雇用促進協議会
構成

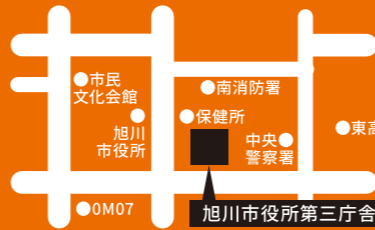
- 旭川市
- 上川町
- 北海道上川総合振興局
- 当麻町商工会
- 美瑛町商工会
- 鷹栖町
- 東川町
- 旭川商工会議所
- 愛別町商工会
- 連合北海道上川地域協議会
- 比布町
- 東神楽町
- あさひかわ商工会
- 上川町商工会
- 北海道季節労働組合上川地区本部
- 当麻町
- 美瑛町
- 鷹栖町商工会
- 東川町商工会
- 旭川労働組合総連合
- 愛別町
- 比布町商工会
- 東神楽町商工会
- 全日本建設交運一般労働組合 旭川支部

ご連絡・お問合せ 上川中部季節労働者通年雇用促進協議会

〒070-0036 旭川市6条通10丁目
 旭川市役所第三庁舎 3階 経済部経済総務課内 8:45-17:15(土・日・祝除く)
 TEL. 0166-26-3601 FAX.0166-26-7093
 E-mail rouseikkr@city.asahikawa.hokkaido.jp
 HPアドレス https://www.kamikawa-tsunen.jp



協議会HP



従業員の
人材確保と
スキルアップに

安定した
通年雇用を
目指し
ませんか？

旭川市・鷹栖町・比布町・当麻町・愛別町・上川町・東川町・東神楽町・美瑛町

北海道は、積雪寒冷で厳しい気候条件のため、冬期間の企業活動に大きな制約を受けることから、季節的な業務に従事する季節労働者が約36,000人います。そのうち上川中部地域には、建設業を中心に観光施設やゴルフ場などのサービス業を含め、依然として約2,600人もの方々季節労働に従事しており、季節労働者の通年雇用化の促進は、地域の重要な課題です。このため、旭川市、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町、及び美瑛町の自治体や労働団体、経済団体が一体となって、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

季節労働者を雇用されている事業主の皆さんへの支援

【経営改善等企業支援事業】

企業の経営強化、基盤確立を目的として、経営改善や人材採用・育成、新分野事業への進出を考えている事業主を対象として講習会やセミナーを開催します。

ドローン講習会

●初心者体験講習

ドローン活用セミナー&フライト体験がひとつになった初心者講習

■開催時期 令和6年11月



初心者体験講習(座学)



講師によるデモフライト

●安全基礎講習

最新ドローンの基礎知識から、メンテナンス、航空法、電波法、実際の飛行計画を申請するまでの手続き方法を解説する座学講座(フライト体験はありません)

■開催時期 令和7年2月



参加者のドローン操作体験(目視外飛行)



ドローン安全基礎講習(座学のみ)

人材採用セミナー

令和6年度は、季節労働者の通年雇用化に向け、企業の安定経営や雇用の拡大につながる新規事業の創出、または人材採用や育成への支援を行う各種セミナーを開催します。

昨年度開催

『中小企業が求人広告なしで
定着人材を採用するための
コツと新面接手法』

■講師 採用定着士
濱口 貴行氏
社労士・行政書士
はまぐち総合法律事務所 代表



季節労働者向け求人募集

季節労働者を雇用していない一般業種の事業主の皆さんに季節労働者の通年雇用に関して、ご理解とご協力をお願いします。

季節労働者が1年を通して働ける職場を求めて、協議会の雇用促進支援員が求人者の状況調査や事業内容の説明に各事業所を訪問します。また、協議会に登録している季節労働者に求人情報を提供することができます。(ハローワークに求人票の掲載が必要です。)

※通年雇用で採用を検討いただける事業主の方は、協議会までご連絡をお願いいたします。

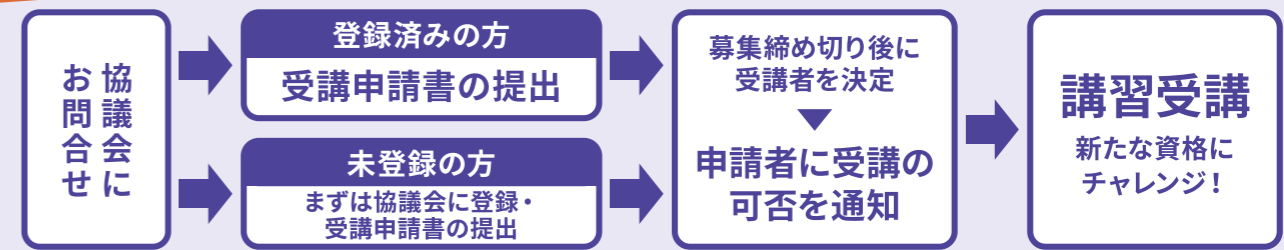


通年雇用を目指す季節労働者の皆さんへの支援

各種支援事業・講習を受講するには、協議会への登録が必要です。

受講までの流れ

※受講申請は協議会事務局までご本人が直接手続きにお越しくください。



【技能講習・資格取得の支援】

通年雇用チャレンジ促進事業

皆様のスキルアップのため、
各種技能講習を無料で
受講できます。



■開催時期/令和6年7月~令和7年3月

技能講習科目

- ① フォークリフト(普通・大型免許所有者) 4日間……………20人
- ② フォークリフト(大型特殊免許所有者) 2日間……………20人
- ③ 小型移動式クレーン……………30人
- ④ 玉掛け……………30人
- ⑤ 高所作業車……………25人
- ⑥ 車両系建設機械(整地等)
(大型特殊免許所有者)……………25人
- ⑦ 車両系建設機械(解体用)
(車両系(整地等)技能講習修了者)……………20人
- ⑧ 不整地運搬車
(大型特殊免許所有者/
車両系(整地等)または(解体用)技能講習修了者)……………20人
- ⑨ ガス溶接……………5人

特別教育ステップアップ事業

令和4年からフルハーネス型墜落制止用器具の使用には講習を受講することが法律で義務づけられています。令和6年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されました。

■開催時期/令和6年7月~令和7年3月
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育……………8人
NEW テールゲートリフター特別教育……………3人

CAD 技能育成事業

初心者にも扱いやすい3DCADソフトを用いて学ぶ3DCAD入門講座を開催します。3次元設計の基礎を学びます。

■開催時期/令和7年1月下旬
■開催場所/旭川市工業技術センター
■人数/2名(PC操作可能な方)



季節労働者資格取得促進事業

検定試験合格(資格取得)した季節労働者に経費(入学金・受講料)の5割の助成金を支給します。

- 準中型(普通免許取得済みの方)
- 中型・大型・けん引
- 二種免許(普通・中型・大型)
- 介護職員初任者研修 等

5割助成
上限
166,667円
約20名程度
※要受講前連絡

【季節労働者合同企業説明会事業(合同企業おしごと説明会)】(事業主・季節労働者の両方を対象とします。)

通年雇用を目指している季節労働者と通年雇用が可能な企業とのマッチングの場を提供するため、季節労働者の通年雇用に前向きな企業を募り企業説明会を開催します。

■参加業種/建設・土木業、旅客・運輸業、警備・管理業、製造業 他
■開催時期/令和7年3月

※開催場所はすべて旭川市内の会場を予定しています。また、開催時期は変更になる可能性があります。



企業ブース



企業ブース



会場受付



参加票記入